八六八　野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件　一　六　98　一
八六九　特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びによしきりざめ（北大西洋海域）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　六　98　四
八七〇　家畜共済損害認定準則を定める件の一部を改正する件　一一　九　三
八七一―八八五　保安林の指定をする件　一一　九　三
八八六　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　一三　103　九　一
八八七　肥料の登録の有効期間を更新した件　一七　一　一
八八八　生産業者の住所の変更に係る届出があった件　一七　一　一
八八九―八九〇　肥料の登録が失効した件　一七　一　一
八九一　保安林の指定をする件　一八　一　六
八九二　保安林の指定を解除する件　一八　一　六
八九三　愛知用水三好支線水路緊急対策事業に関する事業実施計画の変更を認可した件　一八　一　七
八九五　木曽川用水濃尾第二施設改築事業に関する事業実施計画を認可した件　一八　一　七
八九六　肥料を登録した件　一九　二　二
八九七　地すべり防止区域を指定する件　一九　二　二
八九八―九〇四　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　三　三
九〇五　保安施設地区の指定をする件　一九　三　四
九〇六　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一九　107　二　一
九〇七　肥料を登録した件　二〇　二
九〇八　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和四事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件　二三　四
九〇九―九一五　保安林の指定施業要件を変更する件　二四　三
九一六　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件　二四　四
九一七　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件　二四　四
九一八　保安林の指定をする件　二七　五
九一九―九二〇　保安林の指定を解除する件　二七　五
九二七　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件　二七　114　一〇
九二八　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件　二七　114　一〇
九二九　肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件の一部を改正する件　二七　114　一〇
九三〇　保安林の指定施業要件を変更する件　三〇　四
九三一―九三七　保安林の指定を解除する件　二七　114　一一
九三八―九三九　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）第二条及び第四条の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示する加工品を公表する件　三〇　五
九四〇　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第十九条第二号ハ及び第四十三条第二号ハの農林水産大臣の定める様式を定める件の一部を改正する件　三一　116　七八
九四一　愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関を指定する件　二　七
一　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　二　六
二　**○経済産業省**
一一二　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州対外国境管理協力機関の標章を指定した件　二　96　二四
一一三　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州データ保護委員会の標章を指定した件　二　96　二七
一一四　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州ジェンダー平等研究所の標章を指定した件　二　96　二八
一一五　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州労働機関の標章を指定した件　二　96　二九
一一六　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合航空安全局の標章を指定した件　二　96　三〇
一一七　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたハーグ国際私法会議の標章を指定した件　二　96　三一
一一八　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された石油輸出国機構国際開発基金の標章を指定した件　二　96　三一